

6. 事業内容

本事業は水供給システムの建設等を通して、対象地域の水・衛生状況が改善される事を上位目標としており、平成24年度の対東ティモール民主共和国別援助方針として外務省が掲げている、道路、水、電力などの基礎インフラの整備を図るという方針に合致する。さらに、外務省は、特に重点を置く支援として「経済活動活性化のための基盤づくり」を挙げており、住民参加による水供給システムの建設や水・衛生問題解決の能力向上を図る本事業はソフトを含めたインフラ整備という支援方針に沿ったものである。

今年度は、昨年度の活動の成果を踏まえて以下の活動を行う予定である。

(活動詳細については、別添①を参照のこと)

【活動1】対象集落の住民の水・衛生問題解決の能力向上のため住民組織を設立し、ワークショップを実施する(2年目5集落:レオヒト村ライウルン、アイダバレテン村スリララン、ピアコウ、デュデット村イプリリック、グダ村ゾイルポ)

1.1 対象集落ごとの水・衛生に関する開発計画の策定を支援する(480世帯:約2,600人が受益予定)

➤ 対象集落において、同地域の水道・衛生局職員及と連携し、住民とのワークショップを行い、住民と共同で水供給及び衛生に関する開発計画を策定する。この手法は東ティモールの国家水道局によって、現地の状況に合った村レベルにおける公衆衛生や、水・衛生設備の主体的な管理を推奨するために作られ、広く実践されているもので、住民からのインプットを多く得ることで住民のエンパワーメントに重点を置き、住民たちによる問題分析・計画立案を導く手法である。

1.2 GMF(水管理委員会)を組織する

➤ 対象集落の中からメンバー(各集落7~10人)を選定し、水供給システムの建設及びその管理を行うGMFを立ち上げる。
➤ GMFメンバーに対しては、水供給システムの建設に必要な技術と水管理の運営方法についての研修を行い、GMFが自立することができるようにする。
➤ 1期に組織されたGMFに対してはフォローアップのモニタリングを定期的に行い、必要に応じて追加の研修を行う。

【活動2】対象集落に水供給システムを建設する(2年目5集落:同活動1)

2.1 パイプラインによる水供給システムを建設する(480世帯:約2,600人が受益予定)

➤ 活動1で作成した水・衛生に関する開発計画に従い、パイプラインによる水供給システムの建設を行う。このシステムは重力によって各蛇口まで水が供給され、パイプラインの素材は持続性の観点からメンテナンスが少なく済むよう鋼鉄製のものを採用している。パイプラインの長さは一集落あたり3から4キロメートルになる予定。建設に当たっては、GMFの指示の下、受益者となる対象集落の住民が中心となって集落近辺山中の泉を水源とするパイプラインを設置する。建設中には定期的にミーティングを行い、進捗管理を行う。

➤ 1期で設置された水供給システムのモニタリングをGMFを通じて行

	<p>う。</p> <p>【活動3】対象集落の住民の行動変容を通じて、保健衛生に関する習慣を改善する（2年目5集落、ただし活動3.3については2年目8集落：同活動1に加え1年次の3集落：レオリマ村ボウール、ハタズ村アイダバレテン、プロイ）</p> <p>3.1 住民によるヘルス・クラブを通じた、保健衛生に関する啓発活動を行う（約400世帯：約2,000人が受益予定）</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ SISCa（保健サービスに関する保健省の出先機関）と連携し、水供給システムを設置した集落にヘルス・クラブ（住民参加型保健衛生啓発活動）を導入する。住民が組織するヘルス・クラブを通じて行動変容コミュニケーションを用いた正しい衛生知識の講習や、CLTS（屋外排泄ゼロを目指す活動）を行う。 ➤ こうした活動を通じて実際に衛生状態が改善し、国の基準を満たした集落が認定を得られるようにし、集落間の視察研修を通じてお互いに学びあう環境づくりを行う。 <p>3.2 対象集落住民に衛生設備の作り方・管理方法を教え、維持管理可能なトイレの設置を指導する（約300世帯：約1500人が受益予定）</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 持続可能な衛生設備の普及を目指し、地域で住民が入手できる資材を使って安価に設置できるトイレや手洗い場の設置方法を指導する。 <p>3.3 教育省と協働で、子どもたちに対する保健衛生教育を行う（教員32人：生徒640人が受益予定）</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 1年目に体制を整えたヘルス・クラブを通じた保健衛生啓発活動を支援する。また小学校向けの保健衛生教育教材の作成や、保健衛生コンテストを実施するなど、様々な取り組みを通じて、子どもたちの間で保健衛生に関する知識を深める。
<p>7. これまでの成果、課題・問題点、対応策など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● これまでの事業における成果（実施した事業内容とその具体的成果） <p>成果1：対象地の住民が水・衛生問題を解決する能力を身に付けた</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 住民の水・衛生に関する開発計画が第1期対象集落3か所で作成された。住民の意見を取り入れた計画を一緒に作ることで、彼らが問題の解決法を自ら考えるようになった。 ● 水管理委員会（GMF）のメンバーが住民を動員し水供給システムの建設を監督した。 ● 水管理委員会として水供給システムの維持管理ができるようになった。 <p>成果2：対象地域の住民が継続的に安全な水を得ることができる</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 対象地域の住民との計画が合意され、住民が労働力を提供する形で建設が行われた。建設が終了した際には約350世帯・約1800人の住民が安全な水にアクセスできるようになった。 <p>成果3：地域住民の保健衛生に関する習慣が改善される</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 保健衛生に関するワークショップを実施した結果、対象集落における住民に行動が変化した。（例：住民によるトイレの設置が多い村で当初0%

から約 40%へと増加した)。

- 住民のトイレ設置にともない、必要な場合には技術指導を行った。
- 手洗い等その他の習慣に関しても現在啓発活動を行った(1月28日現在までに世界手洗いの日・世界トイレの日のイベントなどイベント計3回、及び個別のグループに対する啓発18回)。これにより約200世帯・約1000人が正しい衛生習慣の知識を身に付けた。

- これまでの事業を通じての課題・問題点

- 保健衛生に関するワークショップを実施した結果、対象集落に事業地によって住民の水・衛生に関する開発計画の策定プロセスへの参加率にばらつきがあり、参加率の高い集落では80%、低い集落では50%を切る時もある。

- 事業の現地駐在員が事業地のボボナロにいるため、中央政府のコーディネーションの会議などに出て、東ティモール国内の水・衛生事情を把握しづらい。

- 上記②に対する今後の対応

- 住民参加は持続発展性のカギであるので、事業スタッフが事業地における住民との関係づくりを水・衛生に関する開発計画の策定プロセス開始前に入念に行う。そうすることで住民に参加意欲を起す。

首都であるディリの事務所の職員をコーディネーション会議の担当にする、また場合によっては駐在員の日程を調整するといった方法により、出来るだけ首都レベルでのセクター会合にも出席し、関係構築を行う。